



物損事故
113件(-1)
人身事故
4件(+2)

事故現状
物損事故
484件(-73)
人身事故
10件(+1)

白鳥交番予報

昨年、事務所・店舗荒らしが連続発生

令和7年4月27日から28日にかけての

深夜帯に、郡上市内において

4件の盗難被害が発生しました

ゴールデンウィーク中など休業日には、事務所・出店荒らし被害が多発する傾向があります。防犯対策をとって被害を未然に防ぎましょう

※店舗や事務所における対策※

- 1 売上金を店舗や事務所内で保管しない
- 2 防犯カメラやセンサーライトを設置する
- 3 警備会社と契約する
- 4 店舗や事務所の照明をつけっぱなしにする
- 5 閉店後はレジの現金を空にし、引き出しを出したままにする
- 6 駐車場出入口にロープやロードコーンを設置する

毎年5月は、消費者月間

契約書

その契約、ほんとうに大丈夫ですか？

悪質商法は、生活のさまざまな場面に潜んでいます。

訪問や電話による勧誘や契約だけでなく、近年はSNSやネット広告からの被害もみられます。

何かを契約するときなどは、悪質商法被害防止の心得を守って、慎重に判断しましょう！

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう身分と用件
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

契約に関する相談は、
消費者ホットライン

☎188

※身近な消費生活センター等の相談窓口に案内されます。



クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受取った日を含めて8日(一部マルチ商法等では20日)以内であれば無条件で契約を解除することができます。

注意

全ての契約を解除できるわけではありません！！